

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

静岡県駿東郡長泉町

2 構造改革特別区域の名称

長泉町書道教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

静岡県駿東郡長泉町の全域

4 構造改革特別区域の特性

長泉町は静岡県東部、伊豆半島の基部に位置し、東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に境を接している。

地形は愛鷹山頂から南東に広がり、北部丘陵台地と南部平坦地とからなり、富士・箱根・伊豆の山並みを一望できる風光明媚、気候温暖な土地であり、黄瀬川、桃沢川、梅の木沢川と箱根用水、富士山・愛鷹山の伏流水等豊富な水資源を有している。

歴史的には、江戸時代から明治にかけて寺子屋が開かれ、近代教育発展の素地となり、下長窪の蓮華寺や原分の旧墓地等には、当時の指導者の遺徳を伝える筆子塚が今も残されている。

明治5年の学制の施行により学校教育制度が整えられ、明治7年下土狩に「循誘舎」、明治8年納米里に「映雪舎」、明治9年元長窪に「長窪舎」が設立された。明治19年、循誘舎と映雪舎は合併して「芳草学校」と名称も改めて生まれ変わるとともに、現在の長泉小学校の位置に移転し、今日の長泉小学校へと継承された。また、長窪舎は芳草学校の分教場となり、独立統合を繰り返しながら北小学校の開校まで続いた。

平成2年には、町制30周年を迎え、これを機に「水と緑と文化のまち」づくりをスローガンに、公園整備や道路網・下水道等の都市基盤の整備をはじめ、文化センターやコミュニティながいずみなどの教育文化施設の整備とともにソフト面での

文化事業の振興にも力を入れてきた。

その中でも、伝統文化の伝承については、町内にある二つの太鼓保存会、三つのシャギリ(お囃子)保存会がそれぞれ活発な活動を行っており、町としてもその育成には財政面も含めて支援をしているほか、中学校においても、太鼓保存会の方を指導者に迎え、太鼓を学習に取り入れる等、子どもたちへの伝統文化の教育に力を入れている。

また、町内には、著名な画家、彫刻家、陶芸家などが在住し、作家や俳優などにも町に縁のある方も多く、井上靖文学館、ベルナール・ビュフェ美術館、ヴァンジ彫刻庭園美術館、木村圭吾さくら美術館等、文化芸術に親しむ環境にも恵まれているため、町民の文化意識は高く、町美術展、町民文化祭、文化協会展等、町民による文化芸術活動が活発に行われている。

その中で、書道に対する意識にも高いものがあり、文化協会所属の書道教室や書道クラブも10を数え、子どもから大人まで書道に親しみ、町民文化祭や文化協会展などへの出品も盛んである。町が推進している生涯学習講座の「長泉わくわく塾」においても書道2講座が開講されており、年末の展示発表会には、レベルの高い作品が数多く出品されているほか、地域においても、伝統行事である正月のどんど焼きや初午時には、子どもたちが書いた書を持ち寄るなど、書道が暮らしの中にも定着している。

当町としては、これらの伝統文化の伝承を積極的に進めていく姿勢を示すため、教育方針における基本方針には「芸術・文化の発信拠点として、町の芸術・文化の向上を図ります。」として、「質の高い芸術文化を鑑賞する機会と発表の場を提供」を推進するものとしている。その中では、文化祭や美術展における書作活動の推進はもちろん、前述の郷土芸能の保存育成等も推進することとしている。

他方、当町における教育については、変化の激しいこれからの社会に生きる子どもたちには、二学期制の「ゆとり」の中で「生きる力」を育むことが必要であることから、これまで検討してきた結果を踏まえ、平成17年度に、学校二学期制を導入したところである。

また、子どもたちを取り巻く環境が悪化する傾向にある中、「心の教育の充実」を取り上げていく必要があると考えており、これからの地域を担う子どもたちの育成に向け、教育方針における基本方針では「生命を尊重する心、他人を思いやる心、

感動する心の芽を育みます。」として、心の教育の充実を目指すこととしている。

これらのことは、書道の目指すところである「豊かな感性を育むこと」や「伝統文化を尊重する心」と合致するものである。このため、書道教育に寄せる町民の期待には大きなものがあり、当町としても書道を小学校低学年のうちから身につけ、学ぶことを通じて、豊かな感性や伝統文化を尊重する心を養うことは、当町の将来の発展を担う子どもたちを育み、良好な環境の地域づくりを進めていくため最も重要であると考えている。また、文化芸術活動の盛んな当町において、書道教育の充実・向上は、地域の文化の発展のためにも重要であり、その方策について検討を重ねてきた。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町は、沼津市、三島市、裾野市、清水町と隣接しているが、当町を含むいずれの市町も工業団地を有するなど、工業立地のまちであることや、鉄道や道路網などの交通の便に恵まれていることから、生産年齢人口の多い地域となっている。

当町は、これら若い世代の健全な家庭環境を支援すべく、学校教育の充実はもちろん、子ども医療費の無料化、放課後児童会や子育て支援センターの設置など、子育て世帯への支援を推進しており、その結果、多くの若い世帯が当町に居住し、全国的には少子化が問題となっている中、比較的高い出生率を保っている。

これは町民の幸福を願う町政の基本であるが、この子育て支援への熱意は、健全な家庭生活が何よりも大切との考えによるものである。また、夫婦共働きの多い現在では、子どもの健全育成は学校教育に負うところも少なくないが、保護者の公立学校における教育に対する意識も高いものとなっている。

このため、当町では、既に小学校第1、2学年の学級に生活支援員を配置し、学校生活における指導の充実を図るなどの試みを行っているが、これに加えて特区を活用して、小学校教育課程の中に「書道科」を新設し、年間を通して計画的に指導を行うことにより、豊かな感性を養い、集中力や自省心の涵養にもつなげていく等子どもたちの心の教育の充実を図ろうとするものである。さらに、礼儀・作法について学ぶとともに日本古来の伝統文化や美に対する意識を高めることにより、将来の地域社会を担い、明日の日本文化をリードしていく子どもたちの健全な心の育成のために学校教育がより一層貢献することができるようになるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置を活用し、書道教育を推進することにより、町内における学校教育の充実のみならず、子どもたちの豊かな情操を育み、日本の伝統文化・芸術の知識を身につけ、将来、地域社会はもちろん国際社会においても、日本人としての誇りと自信のもとに、人々と協調し、平和的に共存できる素地をもった人材を育成することを目標とする。

最近の子どもたちを取り巻く環境は悪化する傾向にあり、不登校や非行等の問題について、情緒不安定、自己伝達能力の不足等があげられ、「心の教育の充実」が求められている。このような中、当町では書道教育を通して子どもの健康な身体とともに、豊かな感性、集中力や自ら反省し恥じる心を養い、さらに、礼儀・作法や伝統文化を尊重する心等を習得させる等の健全な心の育成を目指す。

また、子どもとともに教養豊かな家庭づくり、町づくりに寄与すべく、親子合同の書道展など書道の鑑賞の機会を持ち、地域と家庭で書道を通して子どもに接し、町全体で子どもたちに関わる問題の解消を図るとともに、地域の文化芸術活動の振興を図り、良好な環境の地域づくりを推進することとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 一つの書作品を完成するために努力し、豊かな感性、集中力、継続力を身につけることで、情緒的に落ち着いた性格が養われ、他教科でも学習効果を上げることができる。
- (2) 書作品を製作していく過程で、常に作品の出来不出来を自分なりに反省し、完成させていくことにより、自己の未完成を恥じる心、完全な美に対する憧憬等、自省心や向上心を養うことができる。
- (3) 書道を通して学んだ礼儀・作法により挨拶など円滑なコミュニケーションがとれるようになる。
- (4) 美しい字への関心が高まり、その技術を更に身に付けることにより、将来に渡って、仕事や趣味に生かすことができる。
- (5) 日本の伝統文化について、書を通して学び、日本人としての自覚と誇りを持てるようになる。

- (6) 書を通して、町民の美的なものへの関心が高まり、町の文化的推進力となる。
- (7) 書道用品、関連書籍等の需要が増え、経済的效果が生まれる。
- (8) 子どもたちの豊かな感性の向上や礼儀が正しくなることで、保護者の学校への信頼度が高まる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(8 0 2)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 書道指導講師派遣等

本事業においては、学校法人日本書道藝術専門学校の指導者及び書道師範免許状の有資格者を講師として充て、担任教師とのチーム・ティーチングを行う。なお、「書道科」設置に伴い教職員の資質向上も求められることから、授業評価の検討等を行い、教職員研修を行う。

(2) 「書道教育特区」実施の町内3小学校において、合同展覧会や親子書道展を開催し、その成果を発表する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（８０２）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長泉町立長泉小学校

長泉町立南小学校

長泉町立北小学校

3 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特例事業の内容

（１）事業に関与する主体

長泉町

（２）事業が行われる区域

長泉町の全域

（３）事業の実施期間

平成１９年度から下記５（２）の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取り組みの期間

平成19年度から3年間を一つのサイクルとして実施し、3年ごとの取り組みの評価により、事業全体の見直しを行う。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小学校第1、2学年に「書道科」の時間を新設する。

町内3小学校の第1学年及び第2学年において、年間12時間を「書道科」の時間として増やす。

(3) 「書道科」の目標

小学校第3学年から行う「書写」への取り組みを容易にする。

毛筆による書道を通じて、日本の伝統文化に対する関心を深める。

毛筆による書道を通じて、伝統の美意識や自省心、集中力の涵養などの感性を培う。

(4) 教科「書道科」創設の理由

本町の教育課題を解決するため、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を活用し、教育課程に「書道科」を位置づけ、計画的、継続的な学習によって、基礎学力の一つである書道を確実に定着させ、また、書道学習を通じて、集中力や持久力の向上を図るとともに、日本の伝統文化の良さを認識させ、豊かな人間性の育成を図るものである。さらに家庭では親子で取り組み、良好な家庭環境や親子関係を結ぶ。

感性の新鮮な小学校低学年において伝統の書道を学ぶことで、日本人の美意識や日本人の心を自然に身につける。また、礼儀、他を思いやる心、常に自らを反省し恥じる心など、人の生きる基本の心として習得させる。

なお、書に関する学習は、国語科に「書写」としてすでに位置づけられているが、国語科の目標として「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め、国語を尊重する態度を育てる。」とあり、国語科書写は、この目標

に即して、「姿勢、用具、筆順に関すること、字形に関すること、点画の書き方、字形の整え方、文字の形や大きさ、字配り」などから構成されている。

「書道科」も書に関する学習である以上、そのような面を大事にしているのはもちろんであり、国語科書写と一部重なる部分があるのは否めないが、本教科の目標は、前述のように、書を通じた教育のもつ本質的な意味として、日本の伝統文化の尊重とともに、美意識や自省心の涵養など感性を育てるところに置かれている点において、国語科書写とは一線を画するものである。このため、国語科書写とは別に「書道科」創設の意味があるものとする。

第1、2学年において培われた、そのような態度、技能等の基礎的資質は、第3学年以降、国語科はもとより、音楽科、図画工作科等全ての教科や学校生活に生かされていくとともに、人間形成に与える影響も大きいものとする。

(5) 計画初年度の教育課程の内容

「書道科」における各学年の目標・内容

【目標】

第1学年

- ア 毛筆による書道を通して、日本の伝統文化の素晴らしさを理解する。
- イ 毛筆による書道に親しみ、筆使いの基本を身に付ける。
- ウ 美しさを意識したり自省したりしながら学習し、自分や友達のよさに気づき、さらに向上すべく反省や注意をし合う。

第2学年

- ア 毛筆による書道を通して、日本の伝統文化の素晴らしさを理解する。
- イ 毛筆による書道に慣れ、基礎的知識や技能を修得する。
- ウ 美しさを意識したり自省したりしながら学習し、自分や友達や出会った人々(作品)のよさに気づき、さらに向上すべく反省や注意をし合う。

【内容】

第1学年、第2学年共通の内容として、姿勢、挨拶、字の構造、形のとり方、墨の含ませ方などは、一貫して指導していくが、次のような内容については、発

達段階に即した指導をしていく

- ・ 姿勢と挨拶の指導
- ・ 道具の名前をイラストを使って指導する
- ・ 半紙を広げこれを折る、折り方指導
- ・ 筆の持ち方、墨のつけ方等の指導
- ・ 目をつぶり20数える（心の準備）
- ・ 右手を上げて、空中に書いてみる
- ・ 横線を書いてみる
- ・ 半紙を手前にひく
- ・ 筆を立てること、体で書くこと
- ・ 書いた半紙を新聞紙にはさめてしまう（各自持参）
- ・ 「一」を書くために起筆、終筆の説明
- ・ 「一」を書いてみる
- ・ 赤丸をつけ、それぞれの作品を褒めたり注意点を指導する
- ・ 新聞紙にはさんで片付ける
- ・ 2人に一枚ずつ雑巾を渡して、汚れた手や文鎮、机等をふき、筆の軸もふく
- ・ 机の整頓をする
- ・ ありがとうございますの挨拶をする

1 時間目 道具の説明 「横線」と「一」を書く

2 時間目 道具の説明 「横線」と「一」を書く

3 時間目 道具の説明「自分の名前を書く」

4 時間目 「一」をかいて、更に「二」を書く

（「一」は基本であるので、毎回始めに半紙に一枚かいて、次に課題の字を書く）

5 時間目 「一」を書いて、「上」を漢字で書く

6 時間目 「一」を書いて、「上」を漢字で書く

7 時間目 「一」を書いて、「下」を漢字で書く

8 時間目 「一」を書いて、「下」を漢字で書く

9 時間目 「一」を書いて、「カワ」を片カナで書く

10時間目 「一」を書いて、「川」を漢字で書く

11時間目 「一」を書いて、「ヤマ」を片カナで書く

12時間目 「一」を書いて、「山」を漢字で書く

「書道科」における評価

「書道科」の目標、さらには各学年の目標に基づいて、「日本に伝わる情操や文化への関心・意欲・態度」、「毛筆による書道の基本的筆使い・表現」、「友達の作品や制作態度をお互いに批評し合えたか」の三観点について評価基準を設定し、達成度を評価していく。

評価の方法については、指導者の評価はもとより、自己評価や子どもたちの相互評価なども適宜取り入れて実施していく。

「書道科」における指導体制及び指導計画

「書道科」の指導には、書道師範免許状取得者等の有資格者を講師とし、担任教師とのチーム・ティーチングで行う。講師は、当面、学校法人日本書道芸術専門学校から派遣を受けるが、平成22年度以降については、広く町内の有資格者をも募っていく。

また、「書道科」の指導に当たって教科書は使用しないが、発達段階に応じた教材を用意し、指導計画に基づいて計画的に実施していく。

町外からの転入生への対応

町外からの転入生については、書道に関する習熟度のレベルの差を解消する必要があるため、必要に応じて、個人指導、少人数グループ指導による重点的な指導を行うものとする。

教育課程表

【現行（学校教育法施行規則第24条の2関係）】

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	授 業 時 数 の 特 別 活 動 の 時 間	総合的な学習の授業時数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

この表の授業時数の1単位時間は、45分とする

【特例措置後】

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	授 業 時 数 の 特 別 活 動 の 時 間	総合的な学習の授業時数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	書 道	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育				
第1学年	272		114		102	12	68	68		90	34	34		794
第2学年	280		155		105	12	70	70		90	35	35		852
第3学年	235	70	150	70			60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90			60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95			50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95			50	50	55	90	35	35	110	945

この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

【月別授業時数】

学年	月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	総授業時数
第1学年		1	2	1	1	2	1	1	2	1	12
第2学年		1	2	1	1	2	1	1	2	1	12

【曜日別授業例】

長泉町立長泉小学校	第1水曜日	第1学年	第1木曜日	第2学年
長泉町立南小学校	第2水曜日	第1学年	第2木曜日	第2学年
長泉町立北小学校	第3水曜日	第1学年	第3木曜日	第2学年

(6) 本計画と日本国憲法、教育基本法、学校教育法との関係について

本計画での書道学習を通じて、日本古来の伝統文化や美に対する意識を高め、礼儀や作法について学ぶことにより、豊かな感性を養い、自制心や集中力及び持久力の涵養につながり、現在問題になっている「いじめ」や「不登校」など心の問題についても解決できるものと考えており、また、「生きる力」を育成することは、教育の目的である人格の完成、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を示した教育基本法第 1 条に適合するものとする。

また、「書道科」は「心の教育の充実」を目指し、伝統文化を尊重し、豊かな感性を身につけることを目途としており、これは、学校教育法第 18 条の「日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。」「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。」

「生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。」に適合する。

加えて、本計画は、特区内の全ての小学校第 1、2 学年を対象とするものであることから、憲法第 26 条や教育基本法第 4 条に謳われる「教育の機会均等」にも符合する。

以上のことから、本町が計画する本事業は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に示される理念や目標を踏まえたものであると考えている。